



平成 28 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 一 蔵
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 河 端 義 彦
(コード番号：6186 東証市場第二部)
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 長 渡 邊 正 樹
(TEL. 048-660-2211)

定款一部変更の件に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 10 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 14 日開催予定の第 26 期定時株主総会に定款一部変更の件を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、定款第 2 条（目的）に項目の追加、及び一部字句の修正を行うものであります。
- (2) 法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定款第 32 条（監査役の選任方法）及び第 33 条（監査役の任期）に補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 呉服の製造、販売、仕立、レンタル及び仲介業 2. 呉服販売、レンタルの代理店事業 3. 衣料品、寝具、宝石、貴金属、絵画、美術品、アンティーク家具、食品、日用品雑貨の販売 (新 設) 4. 結婚式場の経営 5. 飲食店の経営 6. 喫茶店の経営 7. 写真館の経営 8. 冠婚葬祭に関する情報提供及び式典の代行、仲介、斡旋 9. 不動産の賃貸、管理業	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 呉服の製造、販売、仕立、レンタルおよび仲介業 2. 呉服販売、レンタルの代理店事業 3. 衣料品、寝具、宝石、貴金属、絵画、美術品、アンティーク家具、食品、日用品雑貨の販売 4. <u>衣料品のレンタル</u> 5. <u>結婚式場の経営</u> 6. <u>飲食店の経営</u> 7. <u>喫茶店の経営</u> 8. <u>写真館の経営</u> 9. <u>冠婚葬祭に関する情報提供および式典の代行、仲介、斡旋</u> 10. <u>不動産の賃貸、管理業</u>

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>10. 各種イベントの企画、構成</p> <p>11. 割賦販売業</p> <p>12. 割賦購入斡旋業</p> <p>13. 古物の売買</p> <p>14. 旅行業法に基づく旅行業</p> <p>15. 前各号に付帯する一切の業務</p>	<p>11. 各種イベントの企画、構成</p> <p>12. 割賦販売業</p> <p>13. 割賦購入斡旋業</p> <p>14. 古物の売買</p> <p>15. 旅行業法に基づく旅行業</p> <p>16. 前各号に付帯する一切の業務</p>
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第32条</p> <p>(条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第32条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>④ <u>前項の補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第33条</p> <p>(条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第33条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ <u>前条第3項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</u></p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 平成 28 年 6 月 14 日

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 14 日

以 上